

調査の概要

1 目的

この調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢、性別に調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的として行った。

2 調査の対象

全国の日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の大分類（「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）」「生活関連サービス業、娯楽業（生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所から無作為に抽出した約 9,400 事業所を対象とした。

3 調査方法

調査受託業者から調査対象事業所へ郵送で調査票を配付し、郵送、オンラインシステム又は調査員の訪問により、調査票を回収した。

調査受託業者：株式会社エイジェック

4 調査実施時点

令和 5 年 6 月 1 日現在。ただし、賃金及び労働時間については、令和 5 年 5 月中。

5 回収及び推計

（1）回収率

回答事業所数は 6,406 事業所で、回収率は 67.9%であった。

（2）推計方法

障害者数については、産業別、規模別に回収事業所数／母集団事業所数の逆数を復元倍率として推計して表示している。

6 主な用語の定義

（1）身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交

付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医（内部障害者の場合は指定医に限る。）の診断書・意見書により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

イ 障害の種類

視覚障害	視覚障害
聴覚言語障害	聴覚、平行機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内部障害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能
重複障害	身体障害の重複

ロ 障害の程度

重度	身体障害者程度等級表の1級、2級
中度	身体障害者程度等級表の3級、4級
軽度	身体障害者程度等級表の5級、6級

（2）知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

イ 療育手帳（愛の手帳等他の名称の場合も）で程度が「A」（「愛の手帳」の場合は「1度」及び「2度」）とされている者

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもらっている者

ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

（3）精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害のみにより交付を受けている者を除く）

ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者

（4）発達障害者

発達障害者とは、精神科医により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達

障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている者をいう。

(5) 障害者となった時点

身体障害者については、採用時点で企業が身体障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に身体障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

精神障害者については、採用時点で企業が精神障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では企業が精神障害者であることを承知していなかったが、採用後に精神障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

発達障害者については、採用時点で企業が発達障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に発達障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

(6) 月間総実労働時間

令和5年5月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内実労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

(7) 正社員

勤め先で正社員又は正職員などと呼ばれている者。

(8) 正社員以外

(7)の正社員以外の者（派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託、出向中の者）。

(9) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

(10) 勤続年数

企業に採用されてから令和5年6月1日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した者については、上記(1)、(3)、(4)の確認方法により企業が身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した年月（ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障

害者であることを承知した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日又は診断日）を、それぞれ起点としている。

7 利用上の注意

（１）重複障害の計上

重複障害のある者はそれぞれの障害に重複して計上している。従って、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しない。

（２）産業分類の表章

集計に当たっては、「学研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の３分類を合算し、「サービス業」として表章している。

（３）表章単位

障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（％）については、１人単位で算出し、少数第２位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

（４）図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満

「－」・・・該当なし